

令和3年10月から

オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では 限度額適用認定証の提示が不要となりました！



マイナンバーカードが認定証として利用できます！

- マイナンバーカードが**限度額適用認定証**として利用できると、
今まで事前に行っていた認定証の発行手続きが**不要**となります！

急に入院をしてしまい、認定証の申請手続きに時間がかかる

高額な医療費の請求になりそうだ…



こんな時に
安心！
あわてなく
てもOK！

- なにが変わるの？**

① 医療機関・薬局等に、オンライン資格確認システムが導入されました。

オンライン資格確認システムとは、医療機関・薬局等の窓口で、マイナンバーカードや保険証を利用し、オンライン上で、加入している医療保険の資格情報等を確認することができるシステムです。医療機関等でのシステムの導入は、令和3年10月から始まり、令和5年3月末までにおおむねすべての医療機関等での導入を予定しています。なお、システムを導入した医療機関等の一覧は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載されます。

② マイナンバーカードの利用登録をすると、健康保険証として利用できます。

令和3年10月から、オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、事前にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録をしておくと、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。なお、現在お持ちの健康保険証もこれまでと同様に使用できます。

③ マイナンバーカードなどが、限度額適用認定証としても利用できます。

今までは、事前に健保組合へ申請し、認定証の交付を受け、医療機関等に提示をする必要があった「限度額適用認定証」についても、**医療機関等の窓口で本人が同意し、適用区分がシステムで確認できれば**、認定証の発行手続きが不要になります。※詳しくはご利用の医療機関へご確認ください。



マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで！



- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ**